

西宮市屋外広告物条例及び西宮市屋外広告物条例施行規則に基づく市長が指定する区域等

平成 20 年 3 月 27 日

西宮市長 山田 知

西宮市屋外広告物条例（平成 19 年西宮市条例第 31 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号、第 15 号及び第 16 号並びに第 16 条第 2 項第 8 号及び第 3 項第 4 号の規定並びに西宮市屋外広告物条例施行規則（平成 20 年西宮市規則第 56 号。以下「規則」という。）別表第 1、別表第 2 及び別表第 8 から別表第 12 までの規定による区域等を次のとおり指定する。

- 1 条例第 10 条第 1 項第 1 号の規定により市長が指定する区域（禁止地域から除外する区域）
風致地区のうち 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域の区域
- 2 条例第 10 条第 1 項第 15 号の規定により市長が指定する区域並びに規則別表第 1 第 1 種禁止地域の項 1 2 及び第 3 種禁止地域の項 1 の規定により市長が指定する区域（道路、鉄道等の区域）
(1) 高速自動車国道、自動車専用道路（未供用区間を除く。）

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止区域		許可地域等
				区分	区域	区域
1	中国縦貫自動車道（中国自動車道）	宝塚市境	神戸市境	第 1 種禁止地域	路端から 1,000 メートル以内の区域（用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域を除く。）	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域
2	西宮北有料道路	西宮市山口町船坂字上ノ垣内 595-3	西宮市越水字社家郷山 1-24	第 1 種禁止地域	路端から 1,000 メートル以内の区域（用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域を除く。）	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域
3	中央自動車道西宮線（名神高速道路）	西宮市今津水波町地内西宮インターチェンジ	尼崎市境	第 3 種禁止地域	路端から 200 メートル以内の区域	
4	阪神高速神戸西宮線・大阪西宮線	芦屋市境	尼崎市境	第 3 種禁止地域	路端から 50 メートル以内で、道路の路面高から高さ 15 メートルまでの空間	
5	阪神高速湾岸線	芦屋市境	尼崎市境	第 3 種禁止地域	路端から 200 メートル以内の区域	

- (2) 一般国道等（未供用区間を除く。）

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	道路名	始点	終点	禁止区域		許可地域等
				区分	区域	区域
1	芦有開発有料道路	芦屋市境	神戸市境	第 1 種禁止地域	路端から 1,000 メートル以内の区域	

2	県道鳥脇宝塚停車場線	宝塚市境	西宮市塩瀬町一般国道176号との交点	第3種禁止地域	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域の区域を除く。)
---	------------	------	--------------------	---------	-------------------------------	---------------------------------

(3) 新幹線(駅構内を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	鉄道名	始点	終点	禁止区域		許可地域等
				区分	区域	区域
1	西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線	尼崎市境	芦屋市境	第1種禁止地域	路端から1,000メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	用途地域で路端から1,000メートル以内の区域

(4) 一般鉄道等(駅構内を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	鉄道名	始点	終点	禁止区域		許可地域等
				区分	区域	区域
1	西日本旅客鉄道株式会社福知山線	宝塚市境	宝塚市境	第3種禁止地域	路端から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域の区域を除く。)
2	西日本旅客鉄道株式会社東海道本線	尼崎市境	芦屋市境			路端から100メートル以内の区域
3	阪急電鉄株式会社神戸線	尼崎市境	芦屋市境			路端から100メートル以内の区域
4	阪急電鉄株式会社今津線	今津駅	宝塚市境			路端から100メートル以内の区域
5	阪神電気鉄道株式会社本線	尼崎市境	芦屋市境			路端から100メートル以内の区域

3 条例第10条第1項第16号の規定により市長が指定する区域並びに規則別表第1第1種禁止地域の項13及び第3種禁止地域の項2の規定により市長が指定する区域(河川等の区域)

(1) 河川(宝塚市・尼崎市域を除く。)

番号	条例による指定区域			規則による指定区域		
	河川名	区間		禁止区域		許可地域等
		上流端	下流端	区分	区域	区域
1	武庫川	神戸市境	河口	第3種禁止地域	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域(用途地域の区域を除く。)	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域(用途地域の区域に限る。)

4 条例第16条第2項第8号の規定により市長が指定する区域(禁止地域のうち、営利を目的としない広告物等を表示し、又は設置することができる区域)

条例第10条第1項第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第14号から第20号までに掲げる地域又は場所

5 条例第16条第3項第4号の規定により市長が指定する区域（禁止地域のうち、案内誘導のための広告物等を表示し、又は設置することができる区域）

条例第10条第1項第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第14号から第20号までに掲げる地域又は場所

6 規則別表第2の(5)の工の(ア)の規定により市長が指定する区域（特定区域）

(1) 高速自動車国道、自動車専用道路

番号	道路名	区間		区域
		始点	終点	
1	中国縦貫自動車道 (中国自動車道)	宝塚市境	神戸市境	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域
2	西宮北有料道路	西宮市山口町 船坂字上ノ垣 内595-3	西宮市越水字 社家郷山1- 24	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域

(2) 新幹線

2の(3)で指定した許可地域等のうち、路端から200メートル以内の区域

(3) 一般鉄道等

2の(4)で指定した許可地域等のうち、路端から100メートル以内の区域

(4) 河川(宝塚市・尼崎市域を除く。)

番号	河川名	区間		区域
		上流端	下流端	
1	武庫川	神戸市境	河口	河川区域から展望できる地域で、河川区域の境界線から100メートル以内の区域（用途地域の区域に限る。）

7 実施日 平成20年4月1日